

豊能町町制施行 50 周年記念「ロゴマーク」募集要項

1. 趣旨

豊能町は、令和 9 年 4 月 1 日で町制施行から 50 年を迎えます。

町内外に魅力を発信するにあたり、より皆さまに一体感を持ち、50 周年を盛り上げていただけるよう、ロゴマークを募集します。

2. 使用目的

最優秀作品は町制 50 周年を広く P R するため各種制作物やホームページなどで使用するほか、本町が認める事業でも使用します。

3. 募集期間

令和 8 年 11 月 1 日（日）～令和 8 年 11 月 30 日（月）

※郵送の場合は、当日消印有効。

※電子申請は、本町着信日時が期間内であれば有効。

4. 応募資格

プロ・アマ・年齢を問わず、どなたでもご応募いただけます。

ただし、豊能町内に在住もしくは在勤、在学の人に限ります。

※未成年者（18 歳未満）の方は、応募にあたり保護者の同意が必要です。

5. 応募費用

応募は無料です。

作品及び関連資料の制作や作品の送付に関する費用は応募者の負担とします。

6. 応募規定

（1）応募点数は 1 人 1 点まで。

※ A I を使用した作品は応募不可とします。

（2）豊能町総合まちづくり計画の将来像『自然に抱かれた多様性・創造性で未来が輝くまち とよの』と町制施行 50 周年をイメージできるデザインとしてください。

（3）応募者の自作・未発表のもので、第三者の著作権などの権利を侵害しないもの。

（4）色数は自由ですが、モノクロ・単色・拡大・縮小での使用も考慮したもの。

※採用されたデザインは、加工または調整させていただく場合があります。

（5）デジタルデータまたは手書き

（6）電子フォームからの申請の場合、提出データサイズは 3 MB 以内としてください。

7. 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入し、電子申請フォーム、郵送または持参にてご応募ください。

応募用紙は、豊能町ホームページからダウンロードしてください。

①電子申請フォームの場合

以下のURLから必要事項を入力の上、応募作品を添付して応募してください。

電子申請フォームURL：<https://logoform.jp/form/RS5f/1821241>

②郵送の場合

作品を折り曲げないように留意し、封筒に「ロゴマーク応募」と明記すること。

※令和8年11月30日（月）当日の消印有効

【送付先】

〒563-0292 大阪府豊能郡豊能町余野 414 番地の1

豊能町役場 総務部総合政策課 宛

③持参の場合

作品を折り曲げないように留意し、封筒に「ロゴマーク応募」と明記すること。

※令和8年11月30日（月）17時30分までに持参したものが有効

【受付場所・時間】

〒563-0292 大阪府豊能郡豊能町余野 414 番地の1

豊能町役場 総務部総合政策課（本庁2階）

平日9時～17時30分（※土・日・祝日は閉庁日のため、受付できません。）

8. 選考方法

応募作品の中から、本町で概ね3点を選出し、一般投票で最優秀賞を決定します。

9. 賞品

最優秀賞 とよのんグッズなど、約1万円相当の記念品

10. 選考結果発表

【スケジュール】

令和9年1月 一般投票

3月 結果発表

※採用者の氏名は、豊能町のホームページや広報とよのなどで公表します。

11. 注意事項

- (1) 採用された作品の著作権、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は、豊能町に帰属するものとします。また、その使用に関して著作者は著作者人格権を行使できないものとします。なお、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。
- (2) 第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害するおそれのない自作の未発表作品でご応募ください。なお、これに反することが判明した場合には、選定結果発表後であっても入賞を取り消すことがあります。また、すでに記念品を授与した後にその事実が判明した場合は、記念品を返還していただく場合があります。
- (3) 応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。豊能町では、一切の責任を負いません。なお、応募作品に関連して、豊能町が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。
- (4) 応募に伴う個人情報について、この事業以外の目的で使用することはありません。ただし、採用者の氏名などは選考結果発表のために公表することがあります。
- (5) 応募作品は、一般投票のため、豊能町ホームページや豊能町公式SNS、広報とよのなどに掲載する場合があります。
- (6) 未成年者の応募の場合は、応募の時点で保護者の同意を得ており、かつ注意事項にも同意しているとみなします。
- (7) 応募にかかる費用は応募者の負担とし、提出いただいた応募作品やデータ、書類は返却しません。
- (8) 郵便や電子申請中の事故などで作品が届かない場合や、不可抗力の事故及び何らかの障害でデータファイルが開けないなどの問題が発生した場合、豊能町は一切の責任を負いません。
- (9) 受付通知及び不採用通知は行いません。また、選考内容についてのお問い合わせには対応しかねますので、ご了承ください。
- (10) 採用者には、個別に連絡します。
- (11) 採用されたデザイン案は、加工または調整させていただく場合があります。
- (12) 採用された作品が手書き作品の場合は、豊能町でデジタル化します。その場合は、採用者に打ち合わせをお願いすることがあります。
- (13) 応募の時点で、この募集要項の記載内容に同意したものとします。
- (14) 本事項に取り決めのない事項については、豊能町の判断により決定します。